

下 関 市 告 示 第 4 9 5 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 2 3 日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び下関市税条例(平成 17 年条例第 88 号)第 18 条の規定により公示する。

下関市長 前田 晋太郎

記

1、送達すべき書類

国税徴収法第 54 条に規定する調書

2、送達を受けるべき者

伊津野 静子

3、その他

送達できなかった書類は、下関市財政部納税課において保管し、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

(掲載期限：令和 8 年 (2026 年) 6 月 30 日まで)